

## 亜鉛合金ナット

平成 5年 4月 1日OWMS制定

平成 7年 8月29日仕様制定

平成20年 4月 1日仕様改正

平成30年 4月 1日仕様改正

### 1. 適用範囲

この基準は、水道用ダクタイル鋳鉄管および水道用ダクタイル鋳鉄異形管等の接合ボルトの防食に用いる亜鉛合金ナット（以下、「ナット」という。）について定める。

【備考】次に掲げる規格は、この仕様に引用されることによって、この仕様の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

J I S H 2 2 0 1 (ダイカスト用亜鉛合金地金)

J I S H 5 3 0 1 (亜鉛合金ダイカスト)

J I S B 0 2 0 5 (一般用メートルねじ)

J I S B 0 4 0 9 (ダイカスト普通許容差)

J I S H 1 5 5 1 (ダイカスト亜鉛合金分析方法)

J I S H 1 5 6 0 (ダイカスト亜鉛合金の光電測光法)

### 2. 材料及び製造方法

ナットの材料は、J I S H 2 2 0 1 塊 2 種を用い、ダイカスト、切削等の加工方法により製造する。

### 3. 品質

(1) ナットの化学成分は、J I S H 5 3 0 1 2 種による。

亜鉛合金ダイカスト 2 種

記号	Al	Cu	Mg	Fe	Zn	不 純 物		
						Pb	Cd	Sn
ZDC2	3.5	0.25	0.020	0.10	残部	0.005	0.004	0.003
	~4.3	以下	~0.06	以下		以下	以下	以下

(2) ナットは、使用上有害なひび、割れ、鑄巣等の欠点のないこと。

#### 4. 形状・寸法・質量及び許容差

- (1) ナットの基本的な形状・寸法は付図による。
- (2) ナットのねじは J I S B 0 2 0 5 に準拠し、局仕様 B 2 0 0 6 ( 鋳鉄フランジ用六角ボルト及びナット ) J W W A G 1 1 3 ( 水道用ダクタイル鋳鉄管 ) 及び J W W A G 1 1 4 ( 水道用ダクタイル鋳鉄異形管 ) に用いる接合部品類に、はめあいしなければならない。なお、「局仕様」とは大阪市水道局規格資材を示す。
- (3) ナットの重量及び許容差は、表 1 による。

表 1 ナットの重量及び許容差

ボルトの呼び	重量 ( g )	許 容 差
M 1 6	4 3 . 0	+ は規定せず、 - 0
M 2 0	6 7 . 0	+ は規定せず、 - 0
M 2 4	1 0 1 . 0	+ は規定せず、 - 0
M 3 0	1 7 4 . 0	+ は規定せず、 - 0

- (4) その他記載のない許容差については、J I S B 0 4 0 9 による。
- (5) ナットは、ボルトとの間に防食機能を発揮するに十分な構造であること。

#### 5. 試験方法

- (1) 外観形状は目視による。
- (2) 寸法は、ノギスを用いて測定し、ネジ部についてはネジゲージを用いて測定する。
- (3) 機械的性質については、J I S H 5 3 0 1 ( 参考 ) に準じて行う。
- (4) 分析試験は、J I S H 1 5 5 1 又は、J I S H 1 5 6 0 のいずれかによる。

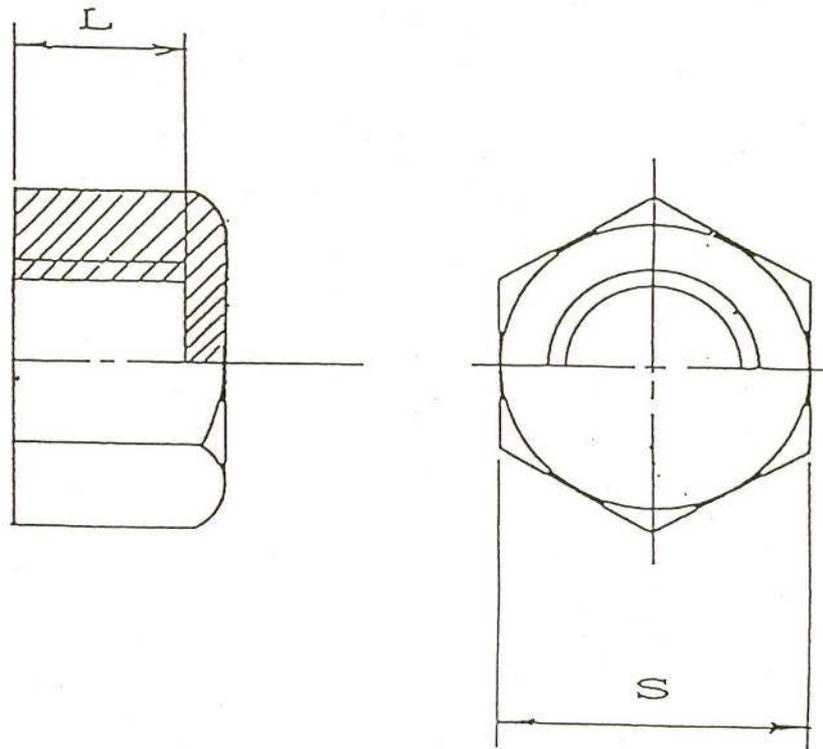
#### 6. 検査

- (1) ナットは、形状、寸法、質量、外観、機械的性質、分析試験について行い、3 . 品質及び 4 . 形状、寸法、質量及び許容差の規定に適合しなければならない。
- (2) 外観、形状については、全数について行う。
- (3) 寸法、質量及びネジ検査は、同一種類、同一製造ロットの 500 個、又はその端数を 1 組とし、各組から任意に 1 組抜き取って検査を行う。
- (4) 機械的性質及び分析試験については、本市の指定があった場合に行う。

#### 7. 表示

ナットは、キャップ部の外側に製造者名又はその略号及びサイズを鋳出しする。

付図 亜鉛合金ナット



ボルトの呼び	S	L
M 1 6	2 4 <sup>+ 0</sup> -1.0	1 1 . 0 以上
M 2 0	3 0 <sup>+ 0</sup> -1.5	1 3 . 0 以上
M 2 4	3 6 <sup>+ 0</sup> -2.0	1 7 . 0 以上
M 3 0	4 6 <sup>+ 0</sup> -2.0	1 7 . 0 以上